

岩手県告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成29年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社ヘルパーはうす	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	有限会社ヘルパーはうす指定訪問介護事業所	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	平成25年12月16日

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社ヘルパーはうす	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	有限会社ヘルパーはうす指定居宅介護支援事業所	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	平成25年12月16日

3 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社ヘルパーはうす	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	グループホームまぶる	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	平成25年9月1日

4 介護予防訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社ヘルパーはうす	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	有限会社ヘルパーはうす指定訪問介護事業所	下閉伊郡山田町大沢第2地割6番地3	下閉伊郡山田町大沢第4地割38番地5	平成25年12月16日

6 介護予防認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日

名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
有限会社へ ルパーはう す	下閉伊郡山田町大 沢第2地割6番地 3	下閉伊郡山田町大 沢第4地割38番地 5	グループホー ムまぶる	下閉伊郡山田町大 沢第2地割6番地 3	下閉伊郡山田町大 沢第4地割38番地 5	平成25年9月 1日